

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）に係る審議（第1回）

1. 日 時

平成28年4月26日（火） 10時10分～12時10分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：鶴田旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 鶴沢、川崎、木村

4. 議事概要

- 自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏及び富山交通圏）の概要等について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ①特定地域における営業方法の制限の実施方法の一つとして、特定地域指定解除までの間、同一車両を全日制限する場合に当該車両の抹消登録を可能とし、特定地域指定の解除後6ヶ月を経過するまでの間、抹消登録をした車両数を上限としてUD車両等で新規登録を可能とする通達改正がなされたとのことだが、これはいわゆる預かり減車制度にあたるものか。
 - ②特定地域に指定されたら、速やかに特定地域計画を作成すべきだと考えるが、国土交通省としてはどう考えているのか。等についての指摘・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ①いわゆる預かり減車制度とは、準特定地域の下で自主的に減車したも
のについて、準特定地域指定期間中において自由に復活させてほしい
として業界から要望があるもの。今般の通達の改正内容は、それとは
別のものである。
- ②特定地域指定後2年が経過すると、指定基準を満たさなくなると特定
地域の指定が解除されることとなっているので、特定地域における地
域計画の作成等の更なる促進に向けて、関係者に働きかけるなど努力
してまいりたい。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運
輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のこと
である。